

女川町指名停止情報

令和5年3月16日現在

業種	承認番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
				月数	自	至	
工事	305	水道機工(株) 東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目10番17号	5月	R5.3.16	R5.8.15	当該業者は、建設業法第26条に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたこと及び経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年2月10日付けで国土交通省関東地方整備局長から同法第28条第3項に基づく延べ67日間の営業停止命令を受けたもの。
工事 物品	594 2624	(株)水機テクノス 東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目10番17号	5月	R5.3.16	R5.8.15	当該業者は、建設業法第26条に違反し、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたこと及び経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年2月10日付けで国土交通省関東地方整備局長から同法第28条第3項に基づく延べ60日間の営業停止命令を受けたもの。
措置要件						期間	
(建設業法違反行為) 17 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は監督処分がなされたとき。						逮捕若しくは公訴が提起されたこと又は監督処分がなされたことを知った日から 1月以上12月以下	

業種	承認 番号	業者名	所在地	停止期間			措置理由
				月数	自	至	
工事	609	五洋建設(株) 東北支店	宮城県仙台市青 葉区二日町16- 20	1月	R5.3.16	R5.4.15	当該業者の使用人は、当該業者を代表とする共同企業体が受注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和3年7月9日に二次下請業者の作業員が高所作業車から転落し負傷したことについて、二次下請業者が所轄の大津労働基準監督署に遅滞なく報告しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして、令和4年12月22日に二次下請業者及びその代表者並びに当該業者の使用人(現場代理人)が労働安全衛生法違反により略式起訴されたとともに、同日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したものの。
措置要件						期間	
(不正又は不誠実な行為) 22 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。						認定の日から 1月以上12月以下	